

環境農林水産常任委員会会議録

令和元年10月31日

場 所 第4委員会室

令和元年10月31日(木曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・川内川水系白濁に係る水質改善対策等について
- ・不調・不落対策の実施状況について
- ・台風等による風倒木被害への対応について
- ・硫黄山噴火に伴う対策等の現状について

出席委員(8人)

委員	長	野崎	幸士
副委員	長	凶師	博規
委員		星原	透
委員		横田	照夫
委員		山下	寿
委員		佐藤	雅洋
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野	詔藏
環境森林部次長 (総括)	松田	広一
環境森林部次長 (技術担当)	廣津	和夫
環境森林課長	川口	泰夫
みやぎきの森林 づくり推進室長	黒木	逸郎

環境管理課長	富山	典孝
循環社会推進課長	蕪	美知保
自然環境課長	田原	博美
自然公園室長	藤本	英博
森林経営課長	濱	砂正則
山村・木材振興課長	橘	木秀利
みやぎきスギ 活用推進室長	有山	隆史
林業技術センター所長	日高	和孝
木材利用技術 センター所長	美戸	司
工事検査監	木嶋	誠

農政水産部

農政水産部長	坊	菌正恒
農政水産部次長 (総括)	河野	讓二
農政水産部次長 (農政担当)	大久津	浩
農政水産部次長 (水産担当)	毛	良明夫
畜産新生推進局長	花田	広
農政企画課長	鈴木	豪
中山間農業振興室長	小倉	久典
農業連携推進課長	愛	甲一郎
みやぎきブランド 推進室長	東	洋一郎
農業経営支援課長	日高	義幸
農業改良対策監	坂本	美奈子
農業担い手対策室長	戸	高朗
農産園芸課長	菓子野	利浩
農村計画課長	小野	正寛
畑かん営農推進室長	酒	匂芳洋
農村整備課長	盛	永美喜男
水産政策課長	福井	真吾
漁業・資源管理室長	林	田秀一
漁村振興課長	外山	秀樹

漁港漁場整備室長	鈴木宣生
畜産振興課長	谷之木精悟
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	中山俊行
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	山本泰嗣
水産試験場長	田中宏明
畜産試験場長	徳留英裕

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前野陽子
議事課主任主事	渡邊大介

○野崎委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に、2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従って

いただきますようお願いいたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○佐野環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく申し上げます。

一昨日の、森林・林業・林産業活性化九州大会、お疲れさまでございました。大変盛大な会であったと感じております。今後とも、林活議連の活動などを通じまして、お力添えをいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、報告の説明に入ります前に、鳥獣保護管理法に基づく狩猟者登録事務の不適切な処理について御報告させていただきます。

既に10月25日に記者発表を行いまして、報道もなされているところではありますが、今回、県が誤った説明を行ったため、本来、狩猟者登録の必要がなかった7名の方に対しまして、平成28年度から30年度までの間に、延べ16件、登録手数料と狩猟税、合わせまして18万5,100円の誤徴収がございました。大変申しわけございませんでした。

7名の方には、直接謝罪は終えまして、誤徴収額の返還手続を進めているところではありますが、今後、このような不適切な事務が発生しないよう再発防止に努めますとともに、狩猟者登録が必要のない方が猟に参加される場合には、安全確保とルールやマナーの遵守について周知を図ってまいりたいと考えております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、川内川水系河川白濁に係

る水質改善対策等についてと不調・不落対策の実施状況について、及び台風等による風倒木被害への対応についての3項目であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 環境管理課でございます。

委員会資料の1ページをお開きください。

私からは、川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

(1) 河川水質の状況ですが、昨年4月の河川白濁以降、水質検査を週1回のペースで実施しておりますけれども、最新の10月23日の結果を、本日別紙で配付しておりますので、そちらをごらんください。

その地図では、右下にえびの高原の硫黄山が位置し、用紙の上のほうが下流側となりますが、えびの高原の赤子川は、長江川を経て、一番上の川内川と合流し、鹿児島県のほうに流れております。

水質改善の試験は、硫黄山のすぐ西側、青い四角印の沈殿池周辺で行いまして、水質検査は沈殿池上流部と左下にある①えびの橋から下流の8カ所で行っております。各地点にはpHとヒ素濃度の主な結果を記載し、基準を超過したものを赤字で示しました。

まず、沈殿池上流部、いわゆる原水ですが、検査を開始したことしの5月14日と比較し、5月29日の結果は、ヒ素が約25分の1に減少するなど水質が改善しております。

その下流の①えびの橋では、pHとヒ素が、その一つ下流の②大原橋では、pHのみが基準を超過し、③長江橋から下流では全て環境基準を達成しております。

資料1ページにお戻りください。

(2) 水質改善実証試験について御説明いたします。

昨年度実施した石灰石を活用した河川水の一部水量による試験の成果を踏まえて、専門家の助言のもと、河川全水量による実証試験を行いました。

この水質改善は、下流に行くにしたがって浄化される自然の浄化作用を補完するものであるため、目的としては、最上流部であるえびの高原沈殿池でpHを1程度改善させる施設の検証と、その水質改善が下流に及ぼす効果を確認することであり、場所は、2ページの航空写真のとおり、えびの高原の沈殿池周辺に各試験設備を配置し、試験内容は仮設石灰石の中和水路を用いた水質改善試験と、水路前後の水質や河川水量の常時測定、並びに試験結果を踏まえた対策案の検討を行いました。

⑥の試験経過と結果につきましては、ア、仮設石灰石中和水路による実証試験では、図のような石灰石の連続槽による試験を行ったところ、3ページの上のグラフのように、かなり水量が少なかったのですが、pHの改善や、中ほどのグラフのように、ヒ素の改善が確認できました。

しかしながら、ページ下の写真のように、目詰まりが発生し、効果が低減されましたので、4ページの図のように、7月中旬に通水性を考慮した構造に改修し、石灰石量を当初の3割程度の量に変更しました。

8月下旬からは、この改修後の水路で試験を行ったところ、グラフのようにpHが0.3程度、つまり石灰石1槽当たり、最大で0.1程度改善することを確認できました。一方、通水性の阻害は改善されましたが、赤褐色物が石灰石を覆う現象は依然として発生し、1槽当たりの改善効

果は0.1から0.05程度に低減しました。

そこで、5ページの写真のように、付着した赤褐色物を剥離・洗浄するために、バックホウでの攪拌とか、空気注入による洗浄を試したところ、効果があることが確認できました。

6ページをごらんください。

次に、試験結果をもとにした水質改善対策案についてですが、専門家の意見を踏まえた対策案を取りまとめました。

この石灰石を活用した水質改善は、急激な改善は見込めませんが、上流部の穏やかな改善によって自然の浄化作用を補完するものであることなどを前提としており、①必要な石灰石中和水路の概要として、ア、設置場所の候補地は、ほかに適地がないことから、試験地のえびの高原内の沈殿池周辺とし、ただし噴火警報発表時の規制区域内となった際には、突発的な噴火による噴石等から避難できるシェルター等の検討が必要かと考えられます。

イの能力は、中和効果から判断し、pHの改善は最大で1程度が相当と考えられ、構造は実証試験に用いた仮設石灰石中和水路の構造を基本とし、図に示すように石灰石槽と空槽を組み合わせ合わせたセットを必要数並べて、酸耐食性の材質で覆われたコンクリート等が適切と考えられます。

エの現場での配置イメージは、7ページをごらんください。

下に図がありますけれども、石灰石洗浄の運用方法にもよりますが、水路長は40から80メートルとなり、いずれの場合にも広い敷地を必要とします。

オの運用方法としては、継続的な石灰石投入が必要であり、原水がpH1.5の場合、推計上1日当たり7.4トンが必要です。また、石灰石洗浄

に使用する設備や沈殿池内の沈殿物の定期的なしゅんせつも必要となってきます。

8ページをごらんください。

この水路の②の期待される効果として、pHやヒ素の改善効果がありますが、限定的な効果となることは御留意していただきたいと考えます。

まず、pHの改善ですけれども、図6のpHの経時変化のグラフをごらんください。

昨年8月からことし5月中旬ごろ、最上流部のえびの橋のpHが①の青線で囲んでありますように、1.5から2の場合、中流域の長江橋では、②の青線で囲んでありますように環境基準を達成できませんでした。

しかしながら、ことしの5月後半以降、えびの橋のpHが③の青線で囲んでありますように、2.5から3に上昇すると、大原橋は環境基準を達成していませんが、長江橋では④の青線で囲んでいるように環境基準を達成しております。

こういったことから、昨年8月からことし5月中旬ごろの状態に再び水質が悪化した場合、長江橋で②の期間のように環境基準を達成できない状況になった場合に、中和水路を活用し、えびの橋のpHを1程度改善させることで、大原橋でのpHの基準達成は困難ではございますが、長江橋では基準達成が期待されます。全体が上にシフトすることになります。

また、9ページのヒ素の改善ですが、図7のグラフのように、この河川ではpHとヒ素濃度に相関があり、pHが3以上に改善すると基準を達成する傾向があります。

ヒ素の経時変化を図8に示しますが、大原橋では、昨年8月からことし5月中旬ごろまで基準を達成していませんが、ことし5月以降は達成しており、この時期のpHが3以上でした。

このことから、大原橋のpHが昨年8月からことし5月中旬ごろの状態に再び悪化し、ヒ素が環境基準を達成しない状況になった場合、中和水路を活用し、えびの橋のpHを1程度改善させることで、大原橋のヒ素の基準達成が期待できます。

10ページをごらんください。

なお、これらの効果は、留意事項に書いておるとおり、噴火当初の期間のように、極端に水質が悪化し、水量が多い場合は期待できないことや、河川流量の変動が大きい場合には効果が限られてしまいます。

(4)の今後の取り組みとしましては、今回の水質改善対策案を踏まえ、今後の方針について、えびの市や国等からなる硫黄山河川白濁対策協議会等において協議することとしております。

説明は以上です。

○田原自然環境課長 委員会資料の12ページをお開きください。

不調・不落対策の実施状況について御説明いたします。

ことし5月の常任委員会におきまして、昨年度までの不調・不落の状況と特例措置について御説明したところでありますが、今年度上半期の数値がまとまりましたので御報告いたします。

1の不調・不落の発生状況をごらんください。

グラフの一番右が、公共三部における令和元年度上半期の数値となりますが、発生件数が125件、発生率が14.9%となっており、依然として増加傾向が続いております。

各部別に見たのが、(2)となりますが、環境森林部が27件で発生率が37.5%、農政水産部が28件で18.3%、県土整備部が70件で11.4%となっております。

不調・不落の多い工事といたしましては、(3)にありますとおり、業種別に見ますと、土木一式が65件、とび・土工が18件、建築一式が10件、管工事が8件などとなっております。

次に、価格別で見ますと、1,500万円未満が44件、1,500万から3,000万円が31件、3,000万から7,000万円が40件、7,000万円以上が10件となっております。

また、内容別で見ますと、営繕工事が23件、治山工事が17件、林道工事と河川工事が10件、農業用管水路工事が9件、災害復旧工事が8件などとなっております。

次に、不調・不落対策の実施状況です。

2の(1)にありますとおり、ことしの5月から3件の特例措置を講じているところでありますが、その実施状況を御説明いたします。

まず、現場代理人の常駐義務緩和につきましては、3,000万円未満で、現場間が10キロメートル以内といった一定の要件を満たした場合に、2カ所の現場の兼務を認めるというもので、これまでに8件の適用実績があったところです。

次に、施工箇所が点在する工事の積算についてです。

これは、点在する複数工事をまとめて1本の工事として発注する場合に、箇所ごとにそれぞれの経費を積算できるというもので、これまで49件の適用実績があったところです。

最後に、余裕期間制度であります。

これは、工事着手前に、建設資材や技術者、労働者の確保等の準備を行う余裕期間を4カ月まで拡大したもので、これまで79件の適用実績があったところです。

次に、(2)の新たな対策の追加をごらんください。

こちらは、先月から新たに追加した対策であ

りますが、価格帯の低い工事で、不調・不落が多く発生していることから、Cクラスの入札参加者をふやすための取り組みとして、最新入札情報のメール配信や応札期間を2日から3日に拡大する取り組みを開始したところであります。

最後に、3の今後の対策についてであります。

技術者不足や条件不利工事への敬遠が不調・不落につながっている部分があるようですので、今回、2点の対策を実施することといたしました。

1点目は、配置予定技術者の専任要件の緩和を行うというもの、もう1点は総合評価落札方式における受注状況算定の特例措置の拡大を行うというものであります。

具体的な内容につきましては、1枚めくっていただいて、13ページの資料で御説明いたします。

まず、配置予定技術者の専任要件の緩和について、1の趣旨をごらんください。

技術者等の不足が、不調・不落の要因の一つとなっている状況があるようですので、監理技術者等の効率的な配置を可能とするため、入札契約時の専任要件について見直しを行うものであります。

具体的には、2の改正内容をごらんください。

まず、(1)の現行についてです。

現在、新しい工事の配置予定技術者が手持ち工事を有している場合、その手持ち工事の完成届を、開札日の前日までに提出していなければ、新しい工事の監理技術者等になることができない取り扱いとなっております。それを、(2)の改正後にありますとおり、手持ち工事の完成届を新しい工事の契約日までに提出し、かつ、工事着手日までに引き渡し完了すれば、新しい工事の監理技術者等となることができるように

するものです。

なお、工事完成届が契約日後になったり、引き渡し新しい工事の着手日までに間に合わない場合は、落札決定の取り消しや契約解除等を行うこととなります。

この改正による効果ですが、3にありますように、手持ち工事の完成届の提出期限が12日程度後ろ倒しになりますので、その期間について、同じ監理技術者等で新たな工事の入札に参加することが可能となります。

最後に、4の適用ですが、ことし12月2日以降に開札を行う工事から適用することとしております。

続きまして、総合評価落札方式における受注状況算定の特例措置の拡大等について御説明いたします。

右側の14ページの資料をごらんください。

まず1の趣旨であります。

防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に伴う予算増加により、特に環境森林部や農政水産部の工事で不調・不落が高い水準となっており、また、応札業者が受注状況(K値)を考慮して、工事を選別する状況も生じておりますので、今回、総合評価落札方式の受注状況算定に関する特例措置の拡大等を行うものであります。

ここで、受注状況(K値)について御説明いたします。資料の中ほどの計算式をごらんください。

受注状況(K値)は、各業者の過去1年間の受注額を、各業者の過去5カ年度の平均受注額で割って算出いたします。それを、総合評価落札方式の入札における評価基準の一部として活用しており、このK値が1を超えるとマイナス評価となるため、業者はこのK値を考慮して応

札する工事を選別している状況が見られます。

対策の1点目です。2の(1)の受注状況の特例措置の拡大をごらんください。

現在、不調・不落対策として、災害復旧工事のみを受注状況算定の対象外、つまり過去1年間の受注額に含まないとしているところですが、改正後は、環境森林部と農政水産部の全ての工事について、受注状況算定の対象外とするものであります。このことにより、受注状況にかかわらず、両部が発注する工事への入札参加意欲の向上が期待されます。

次に、(2)の受注状況の評価基準の緩和についてであります。

現行では、受注状況が1を超えると、総合評価の入札においてマイナス10点という減点評価を受けますが、改正後は、受注状況が1.5を超えるまでは減点評価を受けないようにするものであります。このことにより、現在、減点評価を受けている業者が、減点がなくなることで入札参加意欲の向上が期待されます。

最後に適用期間ですが、4にありますとおり12月2日以降に入札公告及び指名通知を行う工事を対象に、当分の間、運用する予定であります。

自然環境課からの説明は以上であります。

○濱砂森林経営課長 続きまして、資料の15ページをお開きください。

3の台風等による風倒木被害への対応についてであります。

道路や電線などの重要インフラに隣接する森林につきましては、インフラの管理者が倒木除去や未然防止への取り組みを進めている状況にあります。このような中、風倒木被害の早急な処理に対応するため、県におきましては、被災した森林の復旧対策や災害に強い森づくりに取り組んでおり、インフラの管理者におきまして

は、森林組合などと風倒木処理に関する応援協定を締結するなど、協力体制を構築しております。

次に、これらの取り組みの概要について御説明いたします。

まず(1)近年の風倒木被害の状況ですが、過去3年間の被害状況は、下の表のような状況となっておりますけれども、特に平成30年度には、台風24号により、都城市など17市町村で284ヘクタールの被害が発生しております。

これらの被害に対応するため、インフラ周辺に限った対策ではありませんが、(2)風倒木被害の復旧対策を実施しております。①の森林整備事業では、森林所有者が行います風倒木の伐採・搬出とその後の再生林を補助金により支援しております。

②の保安林整備事業では、集落等の保護など公益上重要な保安林におきまして、風倒木の処理や改植を県が実施しております。

③の荒廃溪流等流木流出防止対策事業では、下流に流出するおそれのある溪流沿いの不安定な立木や、溪流に堆積した風倒木の撤去を県が実施しております。

④の木質バイオマス活用型再生林推進モデル事業では、森林整備事業の対象とならない小規模な被害地における風倒木等の伐採、搬出、運搬を支援しているところであります。

また、(3)風倒木被害を防ぐ取り組みといたしまして、国庫補助事業や県の森林環境税を活用して、樹木の根を発達させる間伐や、風に対し抵抗力の高い広葉樹の植栽など、災害に強い森づくりを推進しております。

次に、(4)重要インフラ等への被害対応についてですが、まず、①の山村集落定住環境緊急整備事業では、市町村が行います公民館などの

公共性の高い施設において、倒伏するおそれのある立木竹の除去を支援しております。

次に、16ページをごらんください。

②の被災時の応援協定ですが、これはインフラ管理者等が、被災時の応援協力を得るための協定について記載しております。

まず、アの非常災害発生時における配電関係復旧応援に関する協定ですが、九州電力株式会社宮崎配電センターが宮崎県森林組合連合会と協定を結び、配電センターの要請により、県内8つの森林組合が高性能林業機械などを使って倒木の伐採・搬出を行うものです。

イの災害時における応急対策業務等に関する応援協定については、串間市が南那珂森林組合と協定を結び、市の要請により森林組合が人員や機材などを確保し、風倒木の処理等を行うものです。

ウの応援協定もイと同じように、西都市が児湯広域森林組合と協定を結び、市の要請により森林組合が風倒木の処理等を行うものです。

エの山地災害防止等支援活動に関する協定については、西臼杵支庁長及び各農林振興局長が、県森林土木協会の支部長と協定を結び、森林土木協会が山地災害等に関する情報収集及び農林振興局等への情報提供を行うものです。

さらに、③の連携体制の構築といたしまして、アのインフラ施設管理者との協議では、今年の台風24号の被害を契機に、NTT、九電、県の道路や森林等の関係部署により、被害発生に備えた協議の場が設置され、災害時の対応を検討しているところです。

また、イの林業関係者への協力依頼では、千葉県の風倒木被害の発生を受け、インフラ施設周辺森林の間伐や広葉樹の植栽について、林業関係団体等に対し協力依頼を行ったところです。

最後に、(5)国の動きであります。台風等による重要インフラの被害が多発しておりますことから、林野庁では、森林所有者とインフラ施設管理者との協定に基づいて、施設周辺の森林整備を行う重要インフラ施設周辺森林整備の創設を来年度予算に概算要求中でありまして、県では、九州電力などの施設管理者に事業の内容を説明し、事業が創設された場合の対応について検討しているところであります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○太田委員 資料15ページの台風等による風倒木被害への対応についてですが、今回の台風で、電線等が切断されて大きな停電が発生したということで、宮崎県ではどうなっているのかなという思いがあったわけですが、災害時の対応としては、被災時の応援協定等を見ますとほぼそういった対応は十分なされているのだろうなと思いました。

16ページの③に、インフラ施設管理者との協議、それからインフラ施設周辺森林の間伐、広葉樹の植栽について、いわゆる電線に倒れかかってくるような危ない状況のものを早目にカットしたり、整備することのほうが大事だと思うのですが、そのあたりは、九電とかいろんな関係者もおられますが、どんな対応をされているんでしょうか。

○濱砂森林経営課長 今の時点では、そういう風倒のおそれがあるような木が発生した場合には、インフラの管理者が、その森林所有者に対してその除去をお願いするという形になっております。ただ、森林所有者のほうも、なかなか経費面で応じてもらえないというところもございまして、その場合については、インフラ管理

者の負担で除去をしている状況になっています。

○**太田委員** 例えば、インフラ管理者というと九電もあると思うのですが、森林所有者がやれないところは、九電でやりましょうというようなお互いの暗黙の了解というか、森林所有者がやるべきことだろうと思いますけれど、そういう話は微妙なところだろうと思いますが、そういう話し合いもなされていると見ていいんですね。

○**濱砂森林経営課長** 通常の維持管理の中で施設管理者が見て回って、そういう被害の発生のおそれがあるようなところについては、森林所有者のほうにお願いはされているようなんですけども、全てに応じてもらえているわけではないようで、そういう場合には、森林所有者に応じてもらって、インフラ管理者のほうで自主的に撤去したりしているところも中にはあるようです。そのケース、ケースで変わってきている状況にあるようです。

○**太田委員** わかりました。停電を事前に予防することが大事ななと感じたものですから、これは、危機管理局あたりも含めて、そういう微妙な問題もあると思いますので、ひとつ協議をお願いしておきたいなと思います。よろしくお願いします。

○**横田委員** 関連ですけれど、去年の台風24号でも、例えば木が倒れて農業用水路を壊したとかいろいろあったんですが、その倒れた木の山の持ち主がわからないということもあったと思うんです。そういった場合に、勝手に切れないという話もあって、でも、それをしていたらなかなか先に進みませんので、何かそれを行政なり管理者がやれる法的なものを整備する必要があるんじゃないかと思ったんですけれど、そこらあたりはいかがでしょうか。

○**濱砂森林経営課長** 委員が言われるように、災害で発生した、インフラの管理者、森林所有者のどちらにも責任がない場合の倒木の処理については、今のところそのインフラを管理されている方が、その機能を最低限回復するための処理というのを実施しているところですけども、そこの誰がするのかというところが曖昧な状況になっておりまして、その部分はやはりある程度整理していく必要があると考えております。資料の③のアにありますとおり、インフラ管理者との協議を進めているんですけども、そういう中で、今、課題の洗い出しをしております。そういう中で、いろいろまた協議を進めてまいりたいと考えているところです。

○**横田委員** 15ページの森林整備事業とか保安林整備事業ですが、これは県が実施するというお話でしたけれど、去年の台風24号で発生した風倒木も、個人の山でまだたくさん残っているんです。そういったものも県がしていただけるということなんでしょうか。

○**濱砂森林経営課長** 保安林に指定している山で、下に保全対象があるとかそういうところについては、県で実施できるところもあるんですけども、それ以外のところについては、①の森林整備事業で、森林所有者のほうで再造林を含めて復旧していただくこととなります。

○**横田委員** 森林整備事業に関しては、所有者が自己負担で行うということなんですね。

○**濱砂森林経営課長** 国、県の補助事業として68%の補助金を出すことになっておりまして、残りの32%分については、森林所有者のほうで負担していただくことになっています。

○**横田委員** わかりました。

○**山下委員** 今の関連なんですが、太田委員からは電線という話が出たんですけど、私はずっ

と山とか道路を通ってみますと、国道、県道、それから市町村が管理する道路に調査に行きますと、もうほとんどの道路沿いに50年以上の杉、ヒノキが、雑木も含めてですけれども、立っているわけです。ですから、もうこの木は、宮崎県のどこかにもし台風が来るとすると、私は道路なり電線なりに被害を与えていると思っています。

そういうことからすると、もう樹齢50年以上で道路や電線にかかったりするような木は、やっぱり極力切るような形をつくらないと、もう災害が出ることはわかっているわけです。ですから、そういう木の伐採に対して、何らかの助成制度をつくったりすると、業者についても積極的に伐採が始まる可能性があるわけです。

今言われるように持ち主がやりなさいよという指導では、やっぱり費用がかかりますから。それと業者も10本や20本の木にはなかなか行きたがらないわけですよ、面倒なので。ですから、そこで助成が出て採算に合うということであれば、私は業者さんたちも積極的にそういう仕事にかかわっていくと思うんです。

ですから、何らかのそういうことを環境森林部だけじゃなくて、道路を管理する県も市町村も合わせて、そこあたりを国に要望して、何らかの助成制度をつくらないと、これは宮崎県だけの問題じゃないと思うんです。全国に台風が来て、あのような映像を見ても、木が斜面に立っていて、それが壊れて水害を起こすとか、きのう私たちは、福岡県に九州北部豪雨跡を見に行ったんですけれども、やっぱり最終的には木がいろんな悪さをしているわけです。ですから、それはやっぱり事前に、特に道路沿いの木については、何らかの手が打てないのかなと私はつくづく思うんですけれども、何かそこ

あたりの対策はないものですか。

○濱砂森林経営課長 委員がおっしゃるように、今の時点では、直接そういった木を伐採したりする事業は、県では実施していません。そういった中で、今、何をしているかという、森林整備事業の中で、そういうインフラ周辺に限ったことではありませんけれども、間伐とか広葉樹の植栽を進めて、倒れにくい山にする、そういう森づくりを進めております。

先ほどちょっと説明しましたが、資料の(5)国の動きのところに書いていますけれども、委員が言われたように、今、国のほうで、インフラ周辺に限定して森林整備を行うという事業が概算要求で出されております。こういったところの事業が創設されれば、本県でも導入して、重要な地域について整備を検討していくことも考えられるのではないかなと考えているところであります。

○山下委員 木のことになると、全て環境森林部の所管のように聞こえるんですけども、宮崎県は特に台風銀座ということもありますが、家の周りとか道路沿いとか、山林でないところにも相当木が植わっているわけです。そうなりますと、今言われるようなことでは解決しないわけですから、何かやっぱりそこあたりを。木だから全て環境森林部の責任だというような見方になるんですけども、私はそうでない、管轄が違うところに植えてあるような木が、特にこの災害を起こしている部分がありますから、部局を超えた形でやらないとなかなかできないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○星原委員 関連なんですけれども、今出たように、この前の千葉県の状況を見ても、電気が来ない状況が1カ月も続いたとかありますよね。去年は、都城の山田町でも1週間ぐらい電気が

来ない地域があったりいろいろしていたんですけど、やっぱり電線とか道路脇というのは、何らかの方法で。県で条例をつくるとか、あるいは国からいろんな補助事業を持ってくるとかいろんなことをやっておかないと、今、想定外の形で災害が起きます。この前テレビで見えても、土砂崩れで材木が道路に流れて車がぶつかりそうな映像等もありましたけれど、そういう危険なものをやはり事前に察知して、これはもう国、県、市町村一体となった形で調査して、一気に全部はできないにしても、急傾斜の危険箇所とかという指定があるように、電気が云々するとか、道路を通行できないようになるとか、そういう危険があるところあたりは把握しておかないといけないのかなと思うんです。

きょう来るときでもそうなんですけど、私の地元では道路脇のそういう電線があるところとかを切っていた。明るくなっているんですけど、こういう形で今からやっておかないと、災害が来た後の処理ということより、それを事前にやっておくことが大事じゃないかなと思いつつ、きょう来たところなんです。そういう行政側とNTTとか九電とか、いろんな道路関係のインフラ施設を使っている人たちとの協議はなされているようなんですけど、これを早急に進めないといけないのではないかなと思うんですが、その辺については、今どういう状況なんですか。

○濱砂森林経営課長 この③のア、インフラ施設管理者との協議というところなんですけれども、今年の台風24号の被害を受けて設置されたところでありまして、昨年11月と2月に2回、会議を開催しまして、今言われたような通常管理といいますか、そういったところを含めて、緊急時、通常時にどういう課題があるかということについて、今洗い出しをしている段階で、

ことし、その課題に対する対応を検討していくことにしております。ただ、ことしはまだその会議は開かれていないんですけども、今後、そういったいろいろ出てきた課題に対して対応を検討していくということで進めていく予定です。

○星原委員 去年、地元の四家地区の市道脇に国有林があつて、杉とかではなくて広葉樹なんですけれど、これが60年以上たつてくると、もう腐ったりして倒れたり、古くなった枝が台風なんかのときに落ちてきて、車の被害が出そうということで、都城の森林管理署を呼んで、いろいろ協議して、どちらも出す金がないということで、危ないと想定された木を五、六本、市道ということで都城市が切ったりしているんですけど、やっぱり我々から見ると、地域としては道路脇は全部切って、そしてパルプ材にでも何でもしてほしいと言っているんです。ただ、国も予算的なものが——最終的には予算的なものになってくるんですけど、もし大きな人的被害が出たときはどうするのかということまで言っているんですけど、なかなか厳しい状況なので、県としても森林環境税を活用してと、どこかに書いてあったような気がするんですけども、やっぱり毎年少しずつでも、交通量の多いところ、あるいはお年寄りなんか住んでいて動けないところとか危ないところ、先ほど言ったように急傾斜と一緒に、こういう地域を少しずつでもやってほしいなと思っていますので、ぜひ国あたりとも協議をしてやっていければと思います。

○濱砂森林経営課長 今言われたことについては、私たちが課題であるとは考えております。このインフラ施設管理者等との協議の中で、そういったところも十分検討してまいりたいと考

えております。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○佐藤委員 今の質問にも関連しますが、2つほど質問させていただきます。

この被災時の応援協定というのは、災害発生時ですから、全て起きた後なんですよね。今、委員の皆さんが言われたのは、やはり起きそうなところをどうするのかということ、起きる前が大事だと思うんです。この前の林活議連の集まりでもそういう話が出ました。千葉県の災害等を受けて、未然に防ぐ必要があるのではないかと、ということは、今、星原委員が言われたように、道路脇の電線にかかった木は切るべきだということです。必ず、台風、強い風が来れば倒れるわけですから、それをまず処分する。

そのためには、この応援協定をもっと数多く結ばせるような取り組みをする必要がある。各市町村漏れなくです。そして国道、県道、町道、村道沿いのそういうところを見つけ出し、それを処理するための手を打つきっかけづくりをする必要がある。お金を誰が出すかというのもですけれど、所有者も責任は感じているわけですよね、自分のところの木がどんどん大きくなったと。杉であれば真っすぐ伸びますが、広葉樹や竹は伸びたら垂れ下がってきます。そうすると、道路にかぶってきて通る車にも当たる。そういうのを気にしながら、いつ処理すればいいかと思っている人たちもいるはずですよ。

そこに、さらに九州電力の電線やN T Tの電話線があれば、市町村や県がそのあたりのきっかけづくりをして、割合を決めて処理していく。そのためにも、地元の森林組合との協定をしっかり結んでいく。森林組合はそういう現場をわかっています。そういう提案をさせていくと、早目に道路沿いの木は減っていくと思うんです。

電線や電話線がなくても、道路に垂れ下がっていれば通行の邪魔になります。特に、観光バスが入ってこれない。高さが3メートル以上あるようなバスは入ってこれない。そういうバスが普通に入れるような道にしてやる、そういう苦情をよく聞きます。そのきっかけづくりをする必要があると思いますので、起きた後ではなく、起きる前の対策のための協定も結ぶ必要がある、そして起きた後に迅速に処理をするための準備が必要であろうと思います。

そのためには、やはり広葉樹なんかを切って出したときに、この木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業で、伐採・搬出・運搬を支援するとありますが、これはバイオマスに出したときにどういう扱いになるのかも教えていただきたいんです。未利用材とか一般材とか、それは後でいいですけど。

そして道路沿いにあるということは、出しやすい、片側には影響を与えるような木がないわけですから日当たりもいい、道路沿いの木は成長がいいわけです。ですから早目に切って回転をさせると、それがまた成長してきて早目に切るという対応もできると思うんです。道路沿いにある木は出しやすいわけですから、そういう回転をさせる必要があると思います。

それから、もう一つは、14ページに戻りますが、総合評価落札方式における特例措置の拡大、これは非常にいいことだと思うのですが、この周知が各業者にいつされるのか、もうされているのか。まずはこういうぐあいが変わっていくということを、業者の人たちが知らなければ、どうにもならないわけです。周知はしていますと言っても本当に知っているのか、ちゃんとCクラス、Dクラスの人たち、末端まで行き渡っているのかどうか心配しています。

○橋木山村・木材振興課長 佐藤委員の御質問は、いわゆるバイオマスを出した際の固定価格買取制度の適用がどうなるのかという趣旨かと思いますが、まず、災害の廃棄物につきましては、木質系ですので一般廃棄物に該当いたします。基本的にはそういう被災木を持ち込んだ場合で、発電のために燃やした場合は、一般廃棄物として17円に該当いたします。

ただし、その森林が森林経営計画の対象森林であるとかそういったものと、間伐材由来のバイオマスということで、基本的には32円に、それに該当しない森林のエリアですと、一般木質バイオマスということで24円に該当するという適用区分になっております。

○田原自然環境課長 K値の業者の方々への周知なんですけれども、この適用は12月2日からとなっておりますが、適用を12月にしているのは、その間に周知を図っていこうというようなこともあります。

周知の方法なんですけれども、当然ホームページでもやりますが、建設業協会に対して通知文を出して、会員の皆さんに伝えていただくという方法もあります。また、各地域で地元の建設業協会の方々との意見交換も結構いろいろやっているんですが、そういったところも通じて周知を図っていきたいと考えております。

○橋木山村・木材振興課長 それと、事前の協定についての見解でございますが、今、佐藤委員がおっしゃいましたとおり、事前の協定にはなっておりませんで、あくまでも応急対応の協力協定という形で結ばれています。

事前の部分というのが、先ほどからいろいろと話が出ているんですけれども、なかなかどこが危険エリアなのかとかがわからないと。実際、被災しそうな林道等につきましては、事前に森

林土木協会との協定という部分で教えてもらっている場合がございます。その情報が道路管理者である市町村の管理部局のほうに行って、通行を制限したりとかそういったことはなされているんですけれども、それがしっかり協定として結ばれているわけではないと思っていますので、そのあたりも含めて、そういった情報が事前に伝わるような協定についても、今後の検討課題ではないかと思っております。

○佐藤委員 まずは、被災時の応援協定でもいいですけど、もっと応援協定を広める必要があるのかなと、協定を結んでいますよと言っても知らない可能性もある。しっかり広めていって、被災時の応援協定という形で結びながらも、そういう可能性のあるところを選び出していき、そしてそこは持ち主に早目に周知をして、きっかけづくりをする。作業については応援しますよとか、費用について応援しますよとかいろいろな形をつくりながら、また先ほどから委員の皆さんが言われているように、国との形ももう少し変えていく必要があるのかなと思います。

それから、木質バイオマスの件ですけども、これも被災後であれば一般廃棄物になる、しかし事前に切れば生かされるわけです。32円の可能性もある、一般木質24円の可能性もあるということは、早目にそこは切る必要がある。それが所有者にとってもプラスになると思いますので、そこを、じゃあ誰が見つけてここをどうするんだというのは、やっぱり現場に近い森林組合とかに把握させる必要があると思います。

それから、総合評価落札方式のK値の件ですが、今から周知ということですけども、12月2日から適用になるのであれば、その件については早目に、繰り返し漏れなく業者の人たちに。特に、小さな業者の方々には日々の仕事に追われ

て、そこを知らなかったと。こうなるといいけど、どうにかならないだろうかと言っていたら、それはもうこういうふうに変わっていますよというように多いので、全ての業者の人たちが聞いて、じゃあ、もうちょっと不落にならないようにやろうかという意欲を持たせるような周知をお願いしたいと思います。

○横田委員 不調・不落についてですが、ことしの5月から対策として特例措置が実施されているわけですが、かなり実施状況も上がってきているということですが、それにもかかわらず今年度の上半期はさらに不調・不落の発生率が上昇しているということですよ。それに対して、今後の対策として、また新たな2つの対策が実施されるということなんですけど、これでどれだけ効果が上がるのか、ちょっと私にはよくわからないんですけど、例えば、環境森林部とか農政水産部は県土整備部よりはるかに高いわけです。それはやっぱり条件不利とかがあるんだらうと思いますけど、そういったことを考えると、公共三部が同じ対策でいいのかなと思うところがあるものですから、環境森林部としての不調・不落対策として、これで十分なのかなという思いもあるんですけど、いかがでしょうか。

○田原自然環境課長 今回新たに講じる対策のK値のところについては、環境森林部と農政水産部の工事は実績に入れなくていいということで、県土整備部も一緒にすると差が出ない、やっぱり県土整備部の工事のほうに流れる傾向があるものですから、環境森林部と農政水産部、今のところ不調・不落率が高い部に限って、今回特例措置を講じたところです。

それから、環境森林部におきましては、やっぱり条件が悪い場所が多いものですから、不調

・不落が起りやすいということで、場所の悪いところについては、独自に作業員の単価の高い山林砂防工を設計に入れ込んだりとか、それから、やっぱり相当田舎とか奥のほうに工事現場があるものですから、遠いところについては、諸経費を3割増しにするといった環境森林部独自の取り組みもしております。

それから、今、建設業協会の方々の意見の中で、道を抜いたりする、それから治山ダムとかをつくるときの支障木の伐採経費を、もっと現場に合ったような形で見直してくれないかというような要望も来ています。

そういったところも環境森林部のほうで今検討しています。環境森林部の工事は条件が悪いということで、何とか不調・不落を減らすために独自の取り組みもしているところです。

○横田委員 先ほどありましたけれど、きのう、福岡の朝倉市に行ったんですが、そこでも不調・不落がかなり多くて御苦労されているというお話でした。ぜひ現場に合ったような入札条件を整えていただいて、不調・不落ができるだけ少なくなるように御努力をお願いしたいと思います。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 川内川の水質改善対策ということで、いろんな場所を実験というか調査をされてきている。随分改善されてきたようにはあるんですが、この中で、上流部のえびの橋と大原橋は、まだ環境基準を未達成ということなんですけれども、今後もこの方法でいって基準を達成する見込みというか方法です。石灰石をとという話もあるんですが、国としてもほかに方法はないんですか。今の状況はどうなんですか。

○富山環境管理課長 今回の試験は、昨年度、宮崎大学等にも御相談して研究をして、まずで

きることは何かということで始めさせていただきました。ほかの方法、例えば全国的に見ると、草津とか秋田県の玉川とか大きなプラントをつくっているところがございます。しかしながら、今回の硫黄山の場合、水量も限られておりますし、一定していないと、また、今後どうなるかわからない見通しの中で、やっぱりプラントというのは早いのかなというふうな感覚もありまして、大学の提言のもとで、ある程度、比較的簡単にできて、短期でできる方法である石灰石での中和をまず検討してまいりました。その結果、一定の効果はあるんですけども、やっぱり自然相手ですので、水量が一定しないとかということで、やっぱり効果は限られた条件でしか出ておりません。

確かにほかの方法等もあるんですが、まずはこの方法について、今後どうするのかも含めて検討していくことが先だと考えております。

○星原委員 農家の皆さんが稲作で米をつくる——環境基準を未達成のまま、要するに稲作はできないという判断、どの水準まで下がってきたときにオーケーかというのは、もう決まっているんですか。

○富山環境管理課長 私どものほうは、一般的に河川の水質を見るときには、環境基準ということで見ております。常時監視という形で、県内ほとんどの水域を測定しているんですが、そういった観点からの水質検査をやっていまして、それを満たすことを目的として今回やっております。

農業用水として使えるか使えないかにつきましては、ちょっと私どものほうで判断しかねますので、農政サイドでの判断になるかと思いません。

○星原委員 下流域はもう環境基準は達成して

いるわけですね。ということは、達成している地域、下流域では水田に水を引いて稲作がオーケーという形で水が使えるんですか。

○富山環境管理課長 農政サイドの話にはなりますけれども、昨年度、一番下の堂本頭首工では、川内川のところから取水を始めていると。当然、取水停止システムとかいろんなシステムを使って、もし水質が悪化した場合は水をとめるといったシステムを入れて使っているというふうなことは聞いておりますし、そのちょっと上流側についても、今検討中であるということも聞いております。私のほうがそこら辺について、全部は知りませんので申しわけないのですが、そういった状況でございます。

○星原委員 今後、やはり国、県、えびの市、あるいは鹿児島県等も関係するんでしょうけれど、この対応をして、どこまで農家の人たちが耕作できるか。いつまでという期限というか、いつからだったら今の状況でいけば改善されてオーケーになるという見通しとかはないものなんでしょうか。

○富山環境管理課長 確かに見通しが立てばいいんでしょうけれども、まずは火山という全く予想のつかない状況です。今、昨年度よりも確かに水はきれいになっています。しかしながらまだ基準をオーバーしていますので、その状況がどうなのかということもまず第一に考えていかないといけないことであるし、見通しとしてはその辺があるので、なかなか難しいというのが正直なところなんです。しかしながら、今後どうするかについては、関係機関とか国とか、白濁協議会というのがございますので、そういった中で協議して決めていきたいと考えております。

○星原委員 もう1点、沈殿池というのが設けられていて、写真で見ると1カ所なんですけれ

ど、結局そういうものを何個か設けることで、基準としても大丈夫だというようなやり方はないんですか。私は、ろ過を何度かしていくことで、多分そういうものが出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。魚なんかをやっている、ろ過器がいっぱいついていると、いろんなものがこのところについて、あとはきれいになっていくわけですから、そういう方法で沈殿させてやる方法と、石灰石なんかを入れて中和させていく方法とか、いろいろあるんだろうと思うんだけど、水量が少ないということであれば、今ある沈殿池の前なのか後なのかわかりませんが、そういう形で沈殿させていく方法というのは考えていないんですか。一番簡単な方法はそれかなと思うんですけれど。

○富山環境管理課長 まず今回の試験では、沈殿池の前の水路の中で、石灰石で中和するという試験をしております。確かにろ過とかそういった処理方法等はあるのですが、今回の河川水の性質の場合、水の中に溶け込んでいるヒ素とかpHの成分とかそういったものですので、ろ過という形では取れないものです。ですから、中和という形をとりました。さらに、その沈殿池の前に中和する施設を幾つか置いて、水質を変えろという試験を行ったところです。

○星原委員 もう1点、最後にしますけれど、今後また噴火するかもしれないということも一つありますよね。あるいは、もう今の時点ではそういうことは想定しないで、要するに今の水質をいかに浄化させていくか。環境基準を達成する数値までやっていくということで、上流域のえびの橋と大原橋あたりはまだ未達成なので、その上流のほうを何とか環境基準値以下に下げろ、そこをやっていけば何とかなるといふふうに皆さんは考えているのか、あるいは国からも

何らかの指導があるのか。今後は、やっぱり最終的に国がしっかり守ってやらないと、えびの市だけでいろいろ協議していても——協議だけじゃなくて、実際耕作できるようにするためには、ここまでないといけないということ。国は国でやってくれているとは思いますが、その辺を県の立場としては、国と市の間に入ってどういうふうに今捉えて、今後の最終的な対策はどういうふうにしていこうと思っているんですか。

○富山環境管理課長 まず、この水質改善試験で全てを改善できるとは考えられません。限定的です。昨年噴火したときのように、かなり濃い濃度が流れたときには、とてもじゃないけれど対応できません。そういった限定的な効果しかないということはずあります。

国に対してもいろんな要望をしているんですが、こういった試験結果を実用化するための費用とか方法とかそういったこと、また、場所が自然公園で国有地ですので、いろんな規制法があります。ですから、そういった規制法の緩和などの柔軟な対応や、財政的な支援もお願いしたいとか、そういった要望を今やっているところですよ。

現在のところ国からそれを実行していただけるというようなことは来ておりませんが、今後も引き続きそういった要望はしていけないのかなとは思っております。

○星原委員 わかりました。

○横田委員 石灰石に付着した赤褐色化した、また黒色化した物質、酸化鉄と硫化鉄ということですが、これはバックホウ攪拌とか空気注入で洗浄できるということなんですけれど、洗浄した後の酸化鉄とか硫化鉄はどのような処理をされているのでしょうか。

○**富山環境管理課長** 酸化鉄とか硫化鉄、そういった沈殿物がでるといのがありますけれども、まずはそういったものが詰まらないようにすること、量を少なくすることがまずやることだと思いますし、どうしても酸化鉄は今の試験上ついてしまいます。それが中和効果を下げております。ですから、それを洗浄することが必要です。

洗浄したものに付きましては、横の沈殿池に入れまして、できるだけそこで沈殿させた後で放流することを考えております。

○**横田委員** 昔、井戸水を使っていたときに鉄分が多い井戸とかありましたよね。多分それじゃないかと思うんですが、だから毒性とかはないんだろーとは思いますが、それが川に流れ出したら濁ったりする原因にもなるような気がするんで、やっぱりできるだけ川には流さないように対策を打つ必要があるんじゃないかなと思ったものですから。沈殿して川には流れないという考えで大丈夫でしょうか。

○**富山環境管理課長** できるだけあそこに沈殿させるといこと、また水路の中でも下のほうにたまったりしますので、それを除去できればいいんでしょうけれども、できるだけ下のほうに流さない形で考えていきたいとは考えております。

○**横田委員** わかりました。

○**野崎委員長** ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時21分再開

○**野崎委員長** 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**坊菌農政水産部長** 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明いたします。

資料を1枚めくっていただきまして、目次のページをごらんください。

本日、農政水産部からは、硫黄山噴火に伴う対策等の現状について、それから、不調・不落対策の実施状況についての2件について御報告させていただきます。

なお、不調・不落対策の実施状況につきましては、先ほど、環境森林部から説明があったと思いますので、当部からの説明は省略させていただきます。

以下、詳細については、担当課長が御説明いたします。よろしく願いいたします。

○**鈴木農政企画課長** それでは、資料に基づいて内容を説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について、農政水産部から御説明いたします。

1の影響を受けた水田の現状について御説明します。

昨年4月の硫黄山噴火以降、えびの市内を流れます長江川、川内川では河川が白濁し、一部の水田で水稻作付を断念しているところがございます。昨年水稻作付は、平成29年に比べ、177ヘクタール減少し、152ヘクタールでございました。また、ことしは、川内川からの取水再開等によりまして、水稻作付は昨年に比べて105ヘクタール増加し、257ヘクタールとなっているとこ

ろでございます。

また、昨年度から、えびの市内の主要地点におきまして、水質・土壌・農産物の調査を継続的に実施しておりまして、農産物の安全性の確認を行っているところでございます。

続いて、2の水源確保対策等の状況について御説明いたします。

なお、本項目において、施設名や地名が出てまいります。そちらにつきましては、資料の3ページに地図をつけておりますので、合わせてごらんいただければと思います。なお、3ページに書いてありますとおり、緑色のところが堂本地区、黄色のところが岡元地区、紫色のところが新田地区でございます。

それでは、資料1ページの2から説明いたします。

(1)の堂本地区につきましては、川内川の水質が安定していたことを受け、ことし、堂本頭首工に水質監視・緊急取水停止システムを議会で御承認をいただいた予算により整備いたしまして、5月22日から堂本地区全域、121.7ヘクタールで取水可能な状況となっているところでございます。なお、取水再開以降、これまで水質悪化による取水停止の実績はなく、順調に運用を行っているところでございます。

次に、(2)の新田地区でございますが、当地区は、川内川に合流する上流部の長江川下流域では、ことし5月8日から水質が安定しておりますため、9月24日に開催されましたえびの市西郷・永山地区の地元説明会におきまして、えびの市役所と地元で来年からの取水再開を決定したところでございます。

県といたしましては、万が一、長江川の水質が悪化した場合に備えまして、堂本頭首工と同様のシステムを宮川元頭首工と宮路玉頭首工に

来年3月までに設置することで、今検討を進めているところでございます。これによりまして、新田地区における取水可能面積は81.7ヘクタール増加し、全226.2ヘクタールで取水が可能となる予定でございます。

さらに、河川以外の代替水源対策といたしまして、浜川原湧水池や弁財天ため池の水を有効的に活用する工事を地元と調整しているところでございます。

続いて、右側2ページをごらんください。

(3)の岡元地区についてでございますが、岡元地区は、長江川上流の赤子川からの取水再開の見通しが立たないことから、代替水源として、噴火の影響を受けない作ヶ倉川や地下水の利用を地元へ提案しているところでございます。しかし、水量が不足する上に維持管理にも課題がありますことから、現時点で地元の同意が得られていない状況でございます。

このような中、限られた既存水源を最大限に活用するために、施設が老朽化し、取水管理に苦慮している入佐原ため池において、取水施設の改修工事に着手する予定としております。

これらの水源確保対策によりまして、3ページ下段に作付面積の推移を記載しておりますが、令和2年では、391ヘクタールで作付が可能となる見込みでございます。

2ページにお戻りいただき、最後に3、水源確保が困難な岡元地区における営農対策について御説明いたします。

(1)の岡元地区の現状といたしましては、湧水や雨水、既存ため池などを活用し、全体101.1ヘクタールのうち、43.4ヘクタールで水稲が作付されています。これらの水源を活用いたしますことで、来年以降も同程度の作付がなされるものと想定されます。また、水源が確保できな

い圃場におきましても、主に飼料作物や地力増進作物が作付されているところがございます。

次に、(2)の今後の営農対策について御説明いたします。

代替水源確保による水稻作付再開については、先ほど御説明いたしました入佐原ため池の改修工事を進めますとともに、代替水源の作ヶ倉川からの取水工事について、引き続き、地元と調整を進めてまいります。また、岡元地区では、写真にございますとおり、雨水をためる簡易な取水池が一部の圃場に設置されておりますので、これらの応急の整備を支援してまいります。なお、限りある農業用水を最大限に活用するため、農業用水や作物のブロックローテーションについて、地域での話し合いを引き続き推進します。

次に、高付加価値農業の推進でございますが、水稻と組み合わせましたキャベツ・タマネギ・麦等の新規品目の導入や、作業受委託体制の構築を支援し、収益性の高い営農体系の確立を推進してまいります。

最後に、水田汎用化等に向けた基盤整備の推進について、今回の噴火を受けまして、圃場整備の機運が高まった地域もあることから、そのような地域では、農地集積・集約に加えまして、農業用水の反復利用や暗渠排水整備により、効率的な水稻作付や畑作物導入が図られる基盤整備の事業化を推進します。また、圃場整備が難しい地域では、農家の意向も確認しながら、写真にございますような暗渠排水整備等を支援してまいります。

農政企画課からの説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○井上委員 先ほど、環境森林部から、えびの

の水の状況は十分説明していただいたんですけど、これはもう火山相手にこれからやっていくことなので、水がきちんとなるかどうかというのは、まだまだ先のことだと思うんです。

えびのは、宮崎の中でも非常においしい米をつくってきているところですので、早く農地としてきちんと使えるような状況にしていくことが大変重要だと思う。今、農政水産部でやっておられるこの水源確保対策を徹底的に進めてもらいたいと思います。

やっぱり、農地のありようというのを、えびの市といろいろ考えていかないと、今ある条件の中で、水源確保だけというふうにして考えるとなかなか難しい点も出てくると思うんですけど、そのあたりは、えびの市との話し合いはできているんですか。

○菓子野農産園芸課長 農政企画課長からも説明がございましたが、2ページ中段の高付加価値農業の推進というところで、幾つかの営農類型を、当然販売部分も含めてですけども、地元と協議しています。ここに、具体的にはキャベツ・タマネギ・麦等を挙げておりますが、こういったもののほかにも、この地域で初めてつくるものも含めて、こういった営農の形態がいろいろあるかと。

特に、我々が配慮しているのは、やはり高齢者の農家の方が多いと。さらに、稲作しかしたことがないという方が多く、当然機械とか技術もない方が多いので、そういった方々の営農も含めると、例えばここに記載してありますような作業受委託といったものが請け負える法人さんですとか、そういったものとの連携も重要だというような認識では一致しております。

現時点では、こういったものを地元提案して、基盤整備等も含めて、地元との合意形成を

図っているところでございます。

○井上委員 もう、米どころという話ばかり出てくると思うんです、現実には。ただ、やっぱり、えびのがどういう農作物と一緒に共存できてこれからもやっていけるのか。ずっとそこで農業が、営農活動ができるようにしていくことが大変重要だと思うんです。

やはり、水はもう切り離さざるを得ないと思います。そこまできちんとできるような体制というのは、県がバックアップできるかにかかっていると思うんですけれど、この事業費用は全体でどのくらいになるんですか。

○盛永農村整備課長 今、調べておりますので、しばらくお時間いただけないでしょうか。

○井上委員 部長にお聞きしたいんですが、これから新年度予算の確保もあるわけだけれど、やっぱり幾ら環境森林部から少しよくなりましたと聞いても、米をつくっていく状況にはならないわけだから、水はもう別のものとして取水していく、水源を確保するしか方法がないわけです。

だから、それを本気でやるには、やっぱり予算獲得が一番重要だと思っているんですけれど、そこは部長としてはいかがですか。

○坊菌農政水産部長 委員のおっしゃるとおり、えびのは本県の中でも米どころということで、これまで農家の方も米を中心に農業をやってこられています。

そういう中で、今回、硫黄山の噴火で水が使えなくなったということは非常にショックというか大変な思いをされているということでありまして、我々が今回やってきたのは、まずはその水を確保して米づくりがちゃんとできるようにしていきたいということでの緊急的な対策、そして中期的な対策、長期的な対策という

3段階に分けてやってきています。

短期的な対策は、今ある水を最大限うまく活用できるようにということで、いろいろ水路の改修とかをやってきております。そして中期的な対策としてシステムをつくったりして、この1年、それから来年も一応、今年度中にシステムをつくって新田地区も全部つくれるようになりますので、堂本、新田の2地区は、まずは以前と同じ状況になるかと思えます。

ただし、これはあくまでも長江川の水質が今の状況のまま続くことが前提でありますので、もし、硫黄山が再度噴火して以前のようなことが起こると、また水がストップするということもありますから、長期的な対策として代替水源——別の川の水をその地域に引いてくるという対策を今事業化して、国とも協議をして予算を獲得することにしております。

岡元地区については、現時点でも水が来ないということでありまして、ここも長期的対策で代替水源を探してやろうとしていますけれども、やっぱり農家負担がちょっと大きくなったりするということで、地元との協議がまだ必要だと思っています。

そういう意味で、地元の方々と話をする中では、やっぱり岡元地区は田んぼがちょっと狭かったりとか、酪農の農家さんたちもいらっしゃるので、基盤整備をこの機会にやって、農地をしっかり整えて、次の策に備えていこうという機運も出てきておりますので、そこを後押ししていきたいと思えますし、今まだ協議が続いていますけれども、代替水源についても、しっかり地元と協議をしていきたいと思っています。

それについては、国との間で一応事業計画を立てておりまして、その承認もいただいておりますので、国から予算をいただいて、県の予算

をつけて、これから数年かけてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 ぜひ部長にお願いしたいのは、営農指導というか、今までとは違う形で、えびのは米だけではなく、これからどのような農業をしていけるか、生き残っていけるようにするかをやっぱりやるべきだと思うんです。

改めて、えびの方たちにも意識改革をしていただかないといけないと思うんです。それに見合うだけの事業費を投入するわけだから、えびのの皆さんも、今つくっているだけで、それで終わりだという考え方ではちょっと困ると思っているところなんです。

とにかく、火山と一緒に生活せざるを得ない場所にみんなで生活しているわけだから、そこも含めて水源の確保をどうしていくのか。そちらと切り離れた水源の確保が私は望ましいと思っているので、やっぱり徹底してそこをやるべきではないのかと。

だから、えびののおいしい米をずっと残していくために。よくテレビで、ことしも植えられなかったとか、ことしは植えたけれどだめだったというのをしょっちゅう見せられると、もう胸が痛くなってくるわけです。だから、やっぱりえびのをどういう農業の地域にしていくのか、営農指導も含めてですけども、きちんと農家の皆さんと議論してもらいたいというお願いなんです。

だから、地域ごとに、何をつくっていくのかということも含めてですけど、しっかりとそこで採算性を得て、もうかる農業をやって、生き残っていけるようにしていただきたい。もう本当に、テレビに出るたびに胸が痛くなって、どうにかしないといけないという思いもあるわけですけど、その確保をお願いします。

○坊菌農政水産部長 本当、米が中心なんです。高齢化も大分進んでいるので、次のえびのの農業をどうしていくかというところについては、これまで硫黄山が噴火してから、かなり地元の方々とも協議をさせていただきました。普及センターと、それから市役所、そして農林振興局を含めてやらせていただきましたけれど、やはり米が中心というところはなかなか意識が変わらないのが現状であります。

ただ、農家さんも高齢化していったら、今後担い手が確保できるかということもあります。そういう意味で、次の世代の人たちがえびののしっかり農業をしていくためには基盤をしっかりと整備することも必要なので、そういうことも話をしながら、そして新たな品目の導入等についても改めて地元と協議をしていきたいと思っております。

それと、新田地区と堂本地区は、大分水が確保できる面積が改善されました。特に堂本地区の方々は、去年つくれなかったんですけど、ことしは全域でつくれるようになりましたので、農家の方々からは、ことしつくれて非常によかったといううれしいお話もいただいております。引き続き、水の確保、代替水源も含めてですけど、しっかりやっていきたいと思えます。

○井上委員 えびのは、観光も火山によって、温泉という形で恩恵を受けているわけですけど、鹿児島、熊本、宮崎の九州3県の中心地でもあって、インターもあるので、もっと発展していただきたい地域ですし、だから今回のことも含めて、市が本当にえびのを違う意味で発信できるようにやっていただけるといいと思うんです。河川が濁っているとか、水がどうかという話だけではなく、変わっていくための一つのきっかけとして、つくり変えていっていただ

くと。まち自体も寂しくしないで、もっと京町も含めてそうですけれど、いろんな意味で流れをつくっていただけるといいのかと思うんです。

だから、そういう意味で、うちで言えば農政が一番中心なんだから、農政がそこをリードしていただけるといいのかなと思う。もう本当に胸が痛い、これはぜひ徹底的にやっていただきたい。だから、事業費がどのぐらいかかるのか、どこがどんな負担をしていくのかというのは見逃せない内容なので、そこを徹底的にやっていただけたらと思っています。期待しています。

○盛永農村整備課長 先ほどの御質問の、水源対策関係の事業費でございますけれども、先ほど農政企画課長が説明しましたように、昨年度3地区に振り分けまして事業費を算定しております。概算ではございますけれども、3地区で約10億を見込んでおりまして、昨年度とことしで大体3億5,000万円の予算をいただき、今実施をしているところです。来年度以降も引き続き、水路のかさ上げや水管橋の整備といったものを予定しているところでございます。

それと、今回の水源対策工事の負担割合についてですけれども、国庫補助事業をいただいておりますので、国が55%、県が34%、残りの11%が地元負担になりますけれども、これにつきましては、えびの市が全て負担されておりますので、受益農家からの負担はいただいております。

○星原委員 今、この対策についていろいろお聞きして、取水とか作付とかいろんな形で随分努力をされてきていると思ったところです。岡元地区を除いては、来年100%作付可能というところまで来ているというのは、大体こういう大きな自然災害が起きると、もとに戻るまでに5

年ぐらいはかかるのが、大体この年数からいけば、その範囲内で何とか努力いただいていると思います。

あとは、えびの米がブランド米として評価されていたのが、今後どうやってまたそれだけのブランド米という形で評価されるようにするかとか、あとは販売とかに手を尽くしていくべきだろうと。1日も早くそうして行って、農家の安定した所得が確保できればいいなど、今そのように思ったところです。

それはそれでいいんですが、不調・不落対策ということで環境森林部から説明があったんですけど、環境森林部のときには言わなかったんですけど、ここにいろんな対策とか効果、いろんな形で12月からやっていくということなんですけれども、果たしてこれで不調・不落が減るのか。というのは、一つはやっぱり技術者不足もあるし、問題はやっぱり県土整備部の公共工事と、農政水産部と環境森林部の単価。場所が不便なところなんですよ。道路から随分中に入っていたり。そういう経費が見られていないと、業者の人たちは技術者が限られている中で、国の仕事、県の仕事、市町村の仕事をやっているわけですから、やはり利益の出るほうに行きたがるんですよ。だから、制度だけではだめで、私は落札率、要するに最低制限価格あたりをもう少し上げていかないと、本当にどうなのかと。

要するに、国は働き方改革とかいろんなことを言って、時間的なものとかいろいろ制約をつけてきましたよね。そうなってくると、余計そういうところがないと、社員の給料を上げてやるといっても、新しい人を入れるときに基準を決めてしまうと、上もずっと上げていかないといけないわけです。だから、そういう形になっ

たときのことまで考えると、単価的なものが、農政と林務のほうは、我々が聞いている範囲では、土木一般に比べて利益率が低いと業者の皆さんから言われるものですから、そういうことも加味しないと、本当にこの不調・不落がなくなるとは限らない。

あるいは、業者の人たちが社員を、技術者を入れようと思っても、なかなか入れられない。将来に向かって継続的に仕事があるんならいいんですが、そういうことも想定できない中では、やっぱり現状の中でどうやって会社を守っていくか。特Aの会社は別としても、AとかBクラスの人たちが地元でやっていくには、やっぱり少しでも取った仕事で利益幅がないと厳しい気がするのですが、今、皆さん方がこういう形で制度を多少いじっているんですけど、制度だけでいいのかどうか、その辺はどう思いますか。

○小野農村計画課長 不調・不落対策なんですけれども、発生の原因というのは、委員のおっしゃったとおり、技術者も含めた人手不足と、あとはその業者の方が経営を続けていくために必要な利益を得られるかという、その2点だと思っております。

従来からやってきたことではありますけれども、予定価格の算定に当たりましては、国が標準的な歩掛かりを示しておりますので、それを適用できるところについては採用するのですが、やはり現場条件の悪い山間部の用水路とか、手のかかる部分については、実態に合った、現場にそぐう標準歩掛かりではない見積もり等を採用する。きめ細かな設計をして予定価格を算定することでこれまでも対応してまいりましたし、業界団体とも意見交換、あるいは現場を一緒に見たりして、標準歩掛かりが適用できるのかできないのか、そういうところの意見をお伺いし

ながら、引き続き、さらなるきめ細かな積算に努めていくことでの対応を考えております。

○星原委員 そういう考えは持ってもらって当然なんですけど、やはり今、自然災害が多いですよ。ことしも大きな豪雨災害、台風災害があって、宮崎もそういう可能性があるわけですから、技術者の確保、会社を安定してやっていける、そういう形に育てておかないと、今みたいな形だと業者がだんだん少なくなる。私の周り見ても、もう後継者がいないんです。今、自分たちはもうやめられない、このまま行かざるを得ないけれど、自分の子供たちは、もう後継者にならない。これは、農業もそういう形が出てきてこうなっているんです。

だから、若い人たちを地域に残そうとすれば、そういう分野の若い人たちが意欲を持てる、家庭を持って子供たちを大学まで出してあげられるだけの、それだけのものが見込めるとか。これはどの分野も一緒なんですけれど、そういうことにしっかり今のうちに取り組んでおかないと、5年後、10年後に、今やっている50代、60代の人たちがやめていったときには、もう数が少なくなっていて、仕事はあってもやってくれる業者がいない、そういう時代が来ると予想されるんです。

ですから、やっぱり今のうちに、若い技術者を社員として毎年1人とか2年に1人ぐらいは入れていけるような、年代別に技術者がいるような企業にしておかないと、もうどの分野も、大体高齢者が、70歳を過ぎてもちょっと応援をお願いしているとか、企業によってはそういうことをやっています。それもいつまで持つかというのも限度がありますから、やはり今、そういう業者育成の上でも、根本的にその辺のところを考えておくべきではないかと思うんです。

そこら辺をしっかりとやっておかないと、企業は、国が働き方改革で残業が幾らとか何が幾らとか言い出してくると、とてもじゃないけれど成り立たない。やっぱり落札のところあたりを二、三%でも最低上げていきながら、企業が意欲を持って仕事を受注できる体制も一方では考えないと、制度だけで大丈夫かという気がするんですが、その辺は皆さん方はどう捉えているんですか。

○小野農村計画課長 まず、企業を育てる、後継者の部分についてですけれども、それにつきましては、県土整備部で大学の工学部とか工業高校とかそういうところにやっていると思うんですけれども、農業・農村整備関係につきましても、宮崎大学とか都城農業高校、それから宮崎農業高校の生徒さん方を現場に御案内して、こういう仕事もありますよという紹介をするような活動は行っております。

それと、仕事の件につきましては、やはり継続的に一定の仕事がないと、それが乱高下すると業界も弱体化してしまうと思いますので、そこは我々が頑張って、予算を一定に保てるように、国に対して要望していくことで、仕事をしっかり確保する。業界のためだけではなく、農家の方々が望んでいる仕事をしっかり確保して、仕事量も一定に保てるような努力をしていくことが必要だと思っています。

あと、制度面につきましては、不調・不落に関して、制度を変えることだけでそれが解消されるのかということ、価格の面であるとか、今申し上げたような人あるいは仕事を一定に保つとか、そういうことを通じて総合的にやっていく。制度の部分は入札・契約制度ですので、県下全体統一してやらないといけない部分については公共三部で話しながらやりますけれども、それ

ぞれが考えないといけない部分については、それぞれが考えながらやっていきたいと考えております。

○星原委員 よろしく願いしておきます。言いたいことはまだいっぱいありますけれども。

○横田委員 えびのの岡元地区のことなんですけれど、作ヶ倉川から取水して岡元用水路につながるということで考えておられるんだろうと思いますが、地元としては維持管理に課題があって、なかなか同意が得られないということですが、先ほど聞いた話では、受益者負担はないということですが、どういったことに対して難色を示されているのかを教えてくださいませんか。

○盛永農村整備課長 先ほどの説明の中で、作ヶ倉川からの代替水源ということで御説明したけれども、まず第一に、絶対量はこの作ヶ倉川のみでは確保できません。この水量でいくと、約15ヘクタール程度しか回復しない。あと、工事費につきましては、先ほど井上委員の質問にお答えしましたように、地元負担はかかりませんが、これを将来的に維持管理する概算的な費用も御提示しております。これが、大体10アール当たり5,000円程度かかりますということで御説明しているものですから、それだけかかるとちょっとこの水源はということで、同意をいただけないところです。

○横田委員 高齢化もかなり進んでいるということですが、これまでももうぎりぎりの状態で岡元水路とかを守ってこられているんじゃないかと思うんです。それプラス2.2キロが加わるということだろうと思うんですけれど、以前から私も言っているんですが、農業の用排水路は大事な社会基盤という考え方で、行政がある程度かかわっていかないと守っていけないので

はないかとずっと思っているものですから、そういうことも含めて何らか提示していただければ、地元の同意がもらいやすいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○盛永農村整備課長 今、確保できそうなどいうことで15ヘクタール程度と申し上げましたが、それ以外についても検討はしているんけれどもなかなかいい水源がない。あと、維持管理費のことで難色を示されておりますけれども、例えば、中山間直払いとか多面的機能支払制度とか、ほかの制度事業で、管理する水田に応じて別途交付金が出る事業もございますので、それを取り込むことによって、維持管理費の軽減につながるということも御提案していきたいと思っております。

○横田委員 よろしくお願ひします。

○野崎委員長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって、農政水産部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時58分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時59分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士